

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2026.9.24



SBIフランクリン・テンプルトン金鉱株式ファンド

愛称：ゴールド・フロンティア

追加型投信／内外／株式

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
この目論見書により行う「SBIフランクリン・テンプルトン金鉱株式ファンド」の募集については、発行者であるSBIアセット
マネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月8日に関東財務
局長に提出しており、2026年9月24日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- 投資信託約款の内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第311号
設立年月日:1986年8月29日
資本金:4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:8兆8,904億72百万円
(2026年6月末日現在)

受託会社:SBI新生信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>
SBIアセットマネジメント株式会社
●ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>
●電話番号 03-6229-0097
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

本ファンドは、国内外の投資信託証券へ投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

ルクセンブルク籍投資法人「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ-フランクリン・ゴールド・アンド・プレシャス・メタルズ・ファンド クラス I (acc) USD」*への投資を通じて、主に世界各国(新興国を含みます。)の金その他の貴金属関連事業を行う企業が発行する株式及び株式関連証券に投資します。

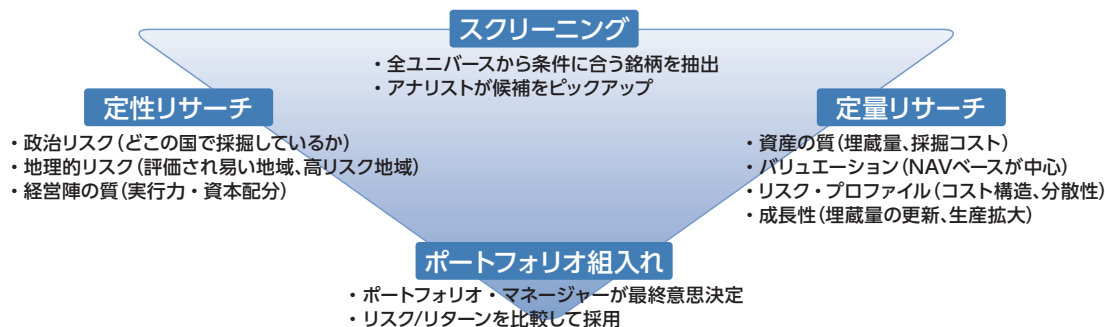
*以下「主要投資対象ファンド」という場合があります。詳細につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

- 金・貴金属関連事業を行う企業には、金、銀、プラチナ、パラジウム等の貴金属の採掘、加工または取引を行う企業のほか、鉱山金融会社、探鉱会社および長期・中期・短期の鉱山を保有・運営する企業が含まれます。
- 普通株式、優先株式、ワラント、転換証券のほか、米国預託証券(ADR)、グローバル預託証券(GDR)および欧州預託証券(EDR)といった株式関連証券等にも投資します。

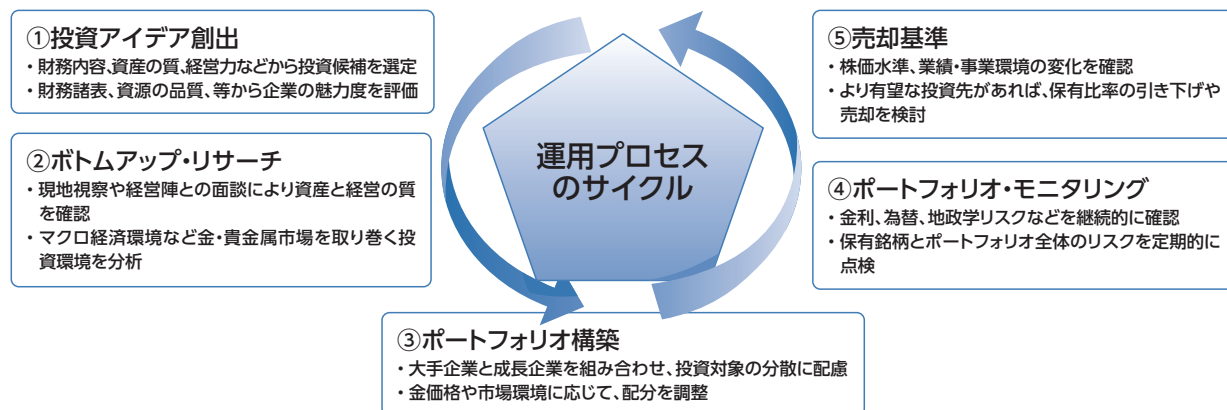
なお、国内籍親投資信託「SBIマネープールマザーファンド」受益証券にも投資を行います。

主要投資対象ファンドの運用プロセス

<銘柄選定プロセス>



<運用プロセス>



※上記プロセス図は2026年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。
(出所) フランクリン・テンプルトン・ジャパン(株)提供資料を基にSBIアセットマネジメント(株)作成

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

主要投資対象ファンドの運用は、フランクリン・テンプルトンが行います。

フランクリン・テンプルトンについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。

世界中の主要な金融市場にオフィスを構え、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約269兆円* (約1.7兆米ドル) の運用資産残高を有しています。

世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※2026年3月末時点、1米ドル=159.88円にて換算

(出所)フランクリン・テンプルトン・ジャパン(株)提供資料を基にSBIアセットマネジメント(株)作成

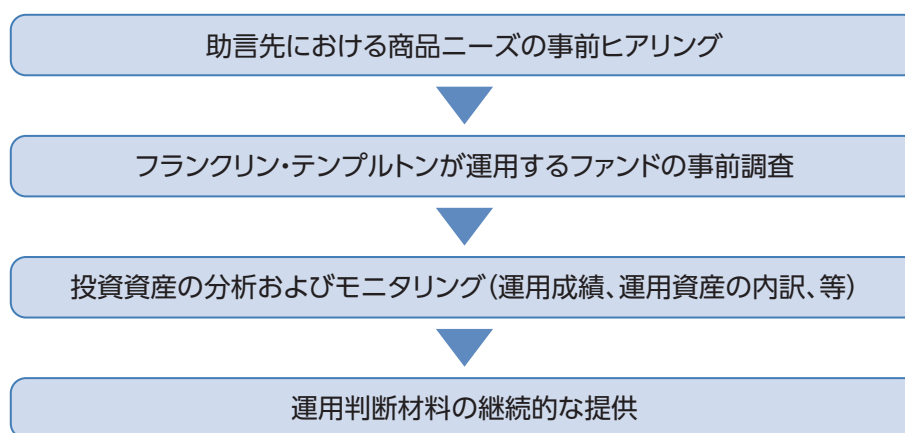
3

本ファンドの運用にあたっては、SBIフランクリン・テンプルトン株式会社の投資助言を受けます。

投資助言会社：SBIフランクリン・テンプルトン株式会社

SBIグループの革新性と米国フランクリン・テンプルトン・グループのグローバルな運用知見を活かし、日本における資産運用業の活性化に貢献することを目的として、2025年7月に設立されました。両社の専門性を融合した商品開発や、投資対象・市場環境の調査・分析、主要投資対象ファンドの評価・モニタリング等を通じて、多様な投資機会の提供を目指しています。

【投資助言のプロセス】



(出所)SBIフランクリン・テンプルトン(株)提供資料を基にSBIアセットマネジメント(株)作成

4

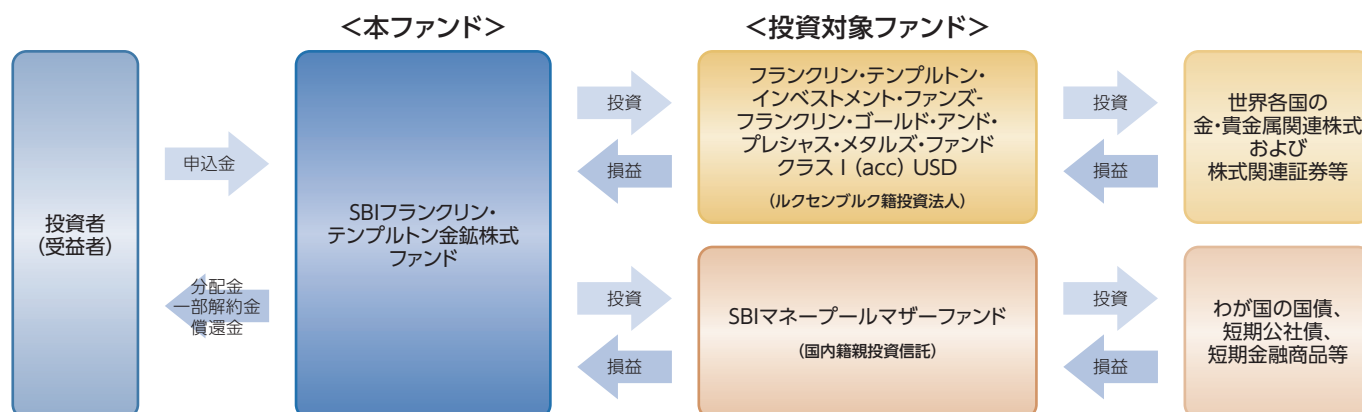
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



*投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「追加的記載事項」をご参照ください。

分配方針

毎決算時(年1回、10月7日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として、以下の方針により分配を行います。初回決算日は、2027年10月7日(木)となります。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ デリバティブの直接利用は行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

以下の内容は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しております。今後、記載内容が変更する場合があります。

なお、投資対象ファンドにおいて、日々の純流出入額が当該投資対象ファンドの純資産額の一定割合を超える場合、一単位当たりの純資産額の調整を行うことがあります。

投資対象ファンドの概要

1. フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ・フランクリン・ゴールド・アンド・プレシャス・メタルズ・ファンド クラス I (acc) USD

形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍投資法人 / オープンエンド型 / 米ドル建て
投資方針	主として値上がり益の獲得を通じて長期的な投資信託財産の成長を目指すとともに、副次的にインカム収益の確保を図ります。
投資対象	・主に、世界各国の金その他の貴金属の採掘、加工または取引に従事する企業が発行する株式および株式関連証券とします。 ・投資対象には、新興市場を含め、世界中のあらゆる地域に及ぶ可能性があります。 ・投資対象企業の時価総額に制限はなく、小型株式および中型株式にも投資することがあります。
参考指数	FTSE ゴールド・マインズ・インデックス ※参考指数は当該ファンドの運用実績と比較するための参考としてのみ使用されるもので、当該ファンドへの投資を制約するものではありません。
管理報酬等	純資産総額の年率0.97%程度 (上記管理報酬には、マネジメントフィー、保管受託銀行フィーが含まれています。)
決算日	毎年6月30日
分配方針	行いません。
関係法人	運用会社：フランクリン・アドバイザーズ・インク(米国) 管理会社：フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・エー・アール・エル(ルクセンブルク) 保管銀行：JPモルガン・エス・イー・ルクセンブルク支店(ルクセンブルク)

2. SBIマネープールマザーファンド

形態	国内籍親投資信託
投資方針	安定運用と流動性の確保を図ることを目的として運用を行います。
信託期間	原則として無期限(設定日：2026年10月8日(予定))
決算日	毎年10月7日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
受託会社	SBI新生信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク	一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
金・貴金属関連株式への投資リスク	本ファンドは、実質的に、世界各国の金・貴金属関連企業の株式等に投資します。金・貴金属関連企業の株価は、金、銀、プラチナ、パラジウム等の貴金属価格の変動に加え、鉱山の埋蔵量、採掘・生産コスト、鉱山の開発・操業状況、企業の経営・財務状況、鉱山所在国の政治・経済情勢等の影響を受けます。金・貴金属価格は短期間に大きく変動することがあり、その変動が金・貴金属関連企業の収益および株価に大きな影響を及ぼす場合があります。その結果、本ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、本ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから当該リスクが高くなります。
流動性リスク	組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止される可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

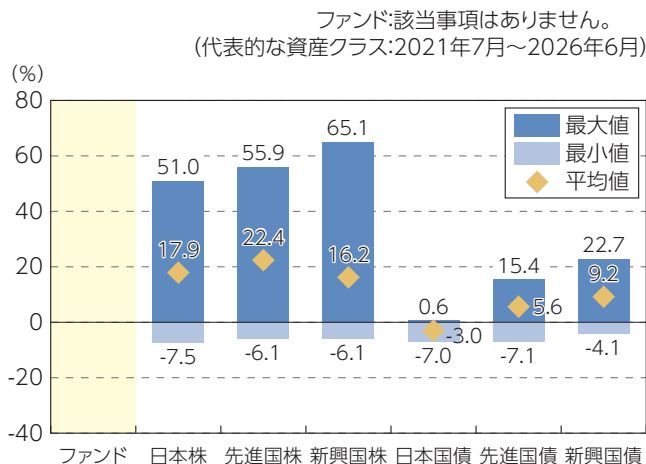
流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、本ファンドの運用は、2026年10月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

本ファンドの運用は、2026年10月8日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、運用開始後は委託会社のホームページで運用状況を開示することを予定しております。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

本ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降のお支払いとなります。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	ルクセンブルクの銀行の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、委託会社の定める日のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金(解約)の受付を行いません。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 *受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：2026年9月24日(木)～2026年10月7日(水) 継続申込期間：2026年10月8日(木)～2028年1月7日(金) *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日：2026年10月8日(木))
繰 上 償 還	主要投資対象ファンドが償還された場合には、本ファンドは繰上償還します。 次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・その他やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	原則として、毎年10月7日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 *販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbi-am.co.jp/
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 *税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に 3.3%(税抜3.0%)を上限 として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。	本ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に 年0.847%(税抜:年0.77%) を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
		信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
		<信託報酬の配分(税抜)>		
		支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.15%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	
	受託会社	年0.02%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
		上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 なお、委託会社の報酬には、投資助言会社(SBIフランクリン・テンプルトン株式会社)に対する報酬が含まれます。		
	投資対象とする 投資信託証券	年0.97%程度 *上記の管理報酬率等は、今後変更となる場合があります。		
	実質的な負担	年1.817%(税込)程度 *本ファンドが実質的に投資対象とする外国投資信託の管理報酬等を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率です。		
その他の費用 及び手数料	信託財産にかかる監査報酬、信託事務の処理に要する諸費用、法定書類(目論見書、運用報告書等)の作成・印刷・交付にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管に要する費用等の費用は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。 なお、これらの費用は、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことはできません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税*及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税*及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。2027年1月1日から防衛特別所得税が加わりますが、課税率の合計に変更はありません。

● 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

● 上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

● 法人の場合は上記とは異なります。

● 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

ファンドは運用を開始していないため、開示できる情報はありません。

